

第1回
大阪 水・環境ソリューション機構
運営会議

(併 第3回 大阪市 水・環境ソリューション機構運営会議)

議事次第

日 時：平成24年8月31日（金）

15：00～17：00

場 所：大阪市役所5階 大応接室

1. 開 会
2. 挨 拶
3. 議 題：
 - (1) 現状報告
 - (2) 議案の審議
 - (3) その他
4. 閉 会

<配布資料>

資料—1 委員・オブザーバー名簿

資料—2 出席者名簿

資料—3 第3回大阪市 水・環境ソリューション機構 運営会議 議案書（案）

資料—4 第1回大阪 水・環境ソリューション機構 運営会議 議案書（案）

大阪 水・環境ソリューション機構 運営会議

(併 第3回 大阪市 水・環境ソリューション機構運営会議)

委員・オブザーバー名簿

	委員名	所属
委員 (委員長)	田中 清剛	大阪市 副市長
委員 (委員)	田辺 貞夫	公益社団法人 関西経済連合会 常務理事 ・事務局長
委員 (委員)	西田 賢治	大阪商工会議所 常務理事
委員 (委員)	西尾 誠	大阪市 建設局長
委員 (委員)	井上 裕之	大阪市 水道局長
委員 (委員)	玉井 得雄	大阪市 環境局長
委員 (-)	笠原 哲	大阪府 商工労働部長
委員 (委員)	魚井 優	大阪市 経済局長
オブザーバー (委員)	鍵田 剛	大阪市 政策企画室長
オブザーバー (-)	村上 毅	大阪府 都市整備部長

※ () 内は、大阪市 水・環境ソリューション機構における役職

第1回 大阪 水・環境ソリューション機構 運営会議

(併 第3回 大阪市 水・環境ソリューション機構運営会議)

出席者名簿

	委員名	所属
委員 (委員長)	田中 清剛	大阪市 副市長
委員 (委員)	田辺 貞夫	公益社団法人 関西経済連合会 常務理事 ・事務局長
代理委員 (代理委員)	楠本 浩司	大阪商工会議所 経済産業部 産業・技術・水ビジネス振興担当課長
委員 (委員)	西尾 誠	大阪市 建設局長
委員 (委員)	井上 裕之	大阪市 水道局長
委員 (委員)	玉井 得雄	大阪市 環境局長
委員 (-)	笠原 哲	大阪府 商工労働部長
委員 (委員)	魚井 優	大阪市 経済局長
オブザーバー (委員)	鍵田 剛	大阪市 政策企画室長
代理オブザーバー (-)	大屋 弘一	大阪府 都市整備部 下水道室長

※ () 内は、大阪市 水・環境ソリューション機構における役職

第3回 大阪市 水・環境ソリューション機構運営会議

議 案 書 (案)

目 次

第1号議案	平成24年度事業報告（暫定期間）について・・・・・・・・・・P.1
第2号議案	平成24年度収支報告（暫定期間）及び監査報告について・・・P.2～3

第1号議案 平成24年度事業報告（暫定期間）について

1. 会議開催等

(1) 会議開催

市、府、経済団体と、暫定期間中の活動及び8月以降の実施体制、事業計画等に関して打合せを行った。

(2) 問合せ対応

民間企業からの問い合わせに基づき打合せを実施。

2. ホームページ整備等

ホームページの維持及び新着情報、関連イベント情報などのコンテンツを更新した。

3. その他

- 国際会議ポスター展示、プレゼンテーション(神戸国際会議場7月26日~27日)
- シンガポール水エクスポG C U Sブースでのパネル展示
(シンガポール 7月2日~4日)

第2号議案 平成24年度収支報告（暫定期間）及び監査報告について

平成24年度 収支報告（案）

（単位：円）

科目	24年度予算額	24年度決算額	増減	摘要
I 収入の部				
分担金	885,000	885,000	0	大阪市5局(177,000円/局)
収入合計	885,000	885,000	0	
II 支出の部				
会議開催等	788,800	777,368	▲ 11,432	
ホームページ整備等	96,200	107,632	11,432	
支出合計	885,000	885,000	0	
収支差額	0	0	0	

○監査報告書

私ども監事は、大阪市 水・環境ソリューション機構設置要綱第5条5の規定に基づき、大阪市 水・環境ソリューション機構（以下、「機構」という。）の平成24年4月1日から平成24年7月31日までの業務及び会計について監査を実施しました。

その結果につき、次のとおり報告します。

1. 監査方法の概要

1. 1 業務監査の概要

事業報告書の確認、事務局から業務報告の聴取並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて、業務執行が事業計画に沿ったものであったか、妥当性を検討した。

1. 2 会計監査の概要

証憑書類の確認並びに関係書類の閲覧等必要と思われる監査手続きを用いて、収支報告書の正確性を検討した。

2. 監査の結果

2. 1 業務監査の結果

業務執行は、事業計画に沿った適正なものであると認める。

2. 2 会計監査の結果

収支報告書は、機構事業の収支状況を反映した、正確なものであると認める。

平成24年8月30日

監事 大阪市水道局長 井上 裕之

平成24年8月29日

監事 大阪市環境局長 玉井 得雄

第1回 大阪 水・環境ソリューション機構運営会議

議 案 書 (案)

目 次

第1号議案	大阪市 水・環境ソリューション機構設置要綱の改正について・1～4
第2号議案	運営会議委員長の選出と会計、監事および幹事長の指名について・・・・・・・・・・ 5
第3号議案	平成24年度事業計画案について・・・・・・・・・・ 6
第4号議案	平成24年度収支予算案について・・・・・・・・・・ 7
第5号議案	平成24年度 大阪 水・環境ソリューション機構事務局運営費用に関する協定書について・・・・・・・・・・ 8～11
第6号議案	大阪 水・環境ソリューション機構運営業務に伴う協定書について・・・・・・・・・・ 12～14

第1号議案 大阪市 水・環境ソリューション機構設置要綱の改正について

次のとおり改正する。なお、効力の発生日は平成24年8月1日とする。

大阪 水・環境ソリューション機構設置要綱（変更）

第1章 総則

（名称）

第1条 本機構は、「大阪 水・環境ソリューション機構（以下「機構」という。）という。

（目的）

第2条 機構は、官民連携により、海外の水・環境問題への貢献、大阪・関西企業の海外展開を支援することによる地域経済活性化を目的とする。

（事業）

第3条 機構は、次に掲げる事業を行う。

- （1） 案件形成・事業化支援に関する活動
- （2） 事業受託支援に関する活動
- （3） 海外プロモーション活動
- （4） その他、前条に定める目的を達成するために必要な活動

第2章 組織

（組織及び代表）

第4条 機構は大阪市、大阪府、公益社団法人関西経済連合会、大阪商工会議所により構成する。

- 2 機構は、必要に応じて、上下水道、環境、法律、財務等に関する有識者に意見を聞き、又は参加を求めることができる。

（運営会議）

第5条 運営会議は、別表1で定める委員で構成する。

- 2 運営会議は、次に掲げる事項について審議、決議し、かつ、機構の業務執行を統括する。
 - （1） 収支決算案、事業報告案、収支予算案及び事業計画案
 - （2） 要綱の制定及び改廃に関する事
 - （3） 前2号に掲げるもののほか、重要な事項に関する事
- 3 運営会議には委員長を置き、委員の互選で選任し、同委員長を機構の代表者とする。
- 4 運営会議には会計を置き、委員の中から委員長が指名する。
- 5 運営会議には監事を置き、委員の中から委員長が2名指名する。
- 6 運営会議に出席できない委員は、委員長もしくは代理人に決議を委任することができる。この場合において、その委員は出席したものとみなす。
- 7 運営会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 8 運営会議の決議には、全構成団体の代表が集まる会議での承認もしくは、全構成団体の書面による承認を得なければならない。
- 9 運営会議において決議をすべき場合、委員全員の承諾があるときは、書面による決議

をすることができる。

- 10 委員長に事故等があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。
- 11 運営会議は、必要に応じて委員長が招集する。
- 12 運営会議には必要に応じて、別表3のオブザーバーを招集することができる。なお、オブザーバーは決議権を有しないものとする。

(幹事会)

第6条 運営会議の円滑な運営に資するため、別表2に定める委員で構成する幹事会を設置する。

- 2 幹事会には幹事長を置き、運営会議委員長が指名する。
- 3 幹事会は必要に応じて幹事長が招集し、幹事長がその議長となる。
- 4 前条第6項、第7項、第9項、第10項、第12項の規定は幹事会において準用する。

第3章 事務局

(事務局)

第7条 幹事会幹事長の指示のもと、機構事業に必要な事務を行うため、事務局を財団法人 都市技術センターにおく。

- 2 事務局には事務局長及びその他の職員を置く。

第4章 会計

(運営経費)

第8条 機構の運営は、別途定める分担金及びその他の収入をもって行う。

- 2 会計業務の円滑な運営に資するため、幹事長は日常の会計業務遂行権限を有するとともに対外的な預貯金契約における、機構の代表権限を有し、随時、業務遂行内容を会計に報告し、承認を得なければならない。

(会計年度)

第9条 機構の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第5章 解散

(解散)

第10条 機構は、全構成団体の承認を経て、解散することができる。

附 則

(施行期日)

- この要綱は、平成23年 4月19日から施行する。
- この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。
- この要綱は、平成24年 8月 1日から施行する。

別表 1

大阪市	副市長（建設局、環境局、水道局を所管）
	建設局長
	水道局長
	環境局長
	経済局長
大阪府	商工労働部長
公益社団法人 関西経済連合会 常務理事	
大阪商工会議所 常務理事	

別表 2

大阪市	建設局 水環境担当部長
	水道局 広域事業開発・推進担当部長
	環境局 環境施策部長
	経済局 企画担当部長
大阪府	商工労働部 商工振興室長
公益社団法人 関西経済連合会 産業部長	
大阪商工会議所 経済産業部長	

別表 3

	運営会議 担当	幹事会 担当
大阪市	政策企画室長	国際交流担当部長
大阪府	都市整備部長	都市整備部 下水道室長

第2号議案 運営会議委員長の選出と会計、監事および幹事長の指名について

大阪 水・環境ソリューション機構設置要綱第5条第3項により、委員の互選により、委員長を選出する。

同要綱の第5条第4項により会計を、同条第5項により監事を、第6条第2項により幹事長を、選出された運営会議委員長より指名する。

第3号議案 平成24年度事業計画案について

(1) 案件形成・事業化支援に関する活動

①現地調査（4回程度）

- ベトナム 1回
- ミャンマー・タイ 1回
- その他 2回程度

②海外セミナー（2回）・視察受入（2回）

- ベトナム 1回
- ミャンマー 1回
- ホーチミン市等から視察受入支援 2回

③国内での案件調査

- 「グリーンイノベーション展 2012」に併催される水分野におけるマッチングイベントへの参画（11月14～16日、東京）

(2) 事業受託支援に関する活動

- 上下水道、廃棄物分野での事業調査の進捗に応じて実施。

(3) 海外プロモーション活動

(1) の案件形成・事業化支援に関する活動に併せて、大阪・関西の官民が有する水・環境技術のプロモーションを実施するとともに、次のビジネスマッチングの取り組みを行う。

- 「水インフラ技術交流会」（11月21日、大阪市）の共催
- JICA研修に併せたネットワーキングイベントの開催
- ホームページのコンテンツ強化

(4) その他、前条に定める目的を達成するために必要な活動

① 各種会議等

- 運営会議 2回程度
- 幹事会 随時実施

※その他、実務者による会議等を随時実施。

②ホームページ整備等

- ホームページを維持するとともに、機構の活動を情報発信する。

第4号議案 平成24年度収支予算案について

平成24年度 収支予算（案）

（単位：円）

科目	24年度予算額	摘要
I 収入の部		
分担金	9,969,000	大阪市3局(3,323,000円/局)
収入合計	9,969,000	
II 支出の部		
案件形成・事業化支援	7,900,000	
現地調査	3,400,000	
海外セミナー・視察受入	4,200,000	
国内での案件調査	300,000	
海外プロモーション	450,000	
ビジネスマッチング	450,000	
その他	1,619,000	
会議開催等	1,350,000	
ホームページ整備等	269,000	
支出合計	9,969,000	
収支差額	0	

第5号議案 平成24年度 大阪 水・環境ソリューション機構事務局運営費用に関する協定書の締結について

大阪 水・環境ソリューション機構設置要綱第8条により、次の通り協定を締結する。

平成24年度 大阪 水・環境ソリューション機構事務局運営費用に関する協定書

建設局（以下、「甲」という。）、水道局（以下、「乙」という。）、環境局（以下、「丙」という。）は、事務局運営に要する費用について、大阪 水・環境ソリューション機構（以下、「機構」という。）設置要綱に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、機構設置要綱第8条に基づき、平成24年度 事務局の運営費用に関する必要な事項について定める。

（運営費用）

第2条 事務局運営に要する費用は、概算金9,969,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）とし、分担金額は別紙のとおりとする。

（支払方法）

第3条 甲、乙、丙は、機構の発行する請求書により、分担金を納入するものとする。

（費用の精算）

第4条 機構は事務局運營業務完了後、20日以内に分担金に関する精算書、報告書を甲、乙、丙に提出するものとする。

2 機構は、剰余が生じた場合は、分担割合に応じた剰余金を精算書の提出日から20日以内に甲、乙、丙に速やかに返還するものとする。

（協定の期間）

第5条 この協定は、平成24年8月1日から平成25年3月31日までとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項について疑義を生じたときは、別途、甲、乙、丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結の証として本協定書3通を作成し、各自1通を保有する。

平成24年 月 日

甲 建設局長 西尾 誠

乙 水道局長 井上 裕之

丙 環境局長 玉井 得雄

別紙

運営費用分担表

甲	建設局	3,323,000 円	(1/3)
乙	水道局	3,323,000 円	(1/3)
丙	環境局	3,323,000 円	(1/3)
合 計		9,969,000 円	

第6号議案 大阪 水・環境ソリューション機構事務局運営業務に伴う協定書の締結について

大阪 水・環境ソリューション機構設置要綱第7条により、次の通り協定を締結する。

大阪 水・環境ソリューション機構事務局運営業務に伴う協定書

大阪 水・環境ソリューション機構（以下、「甲」という。）と財団法人都市技術センター（以下、「乙」という。）は、大阪 水・環境ソリューション機構設置要綱（以下、「要綱」という。）に基づき、機構事務局運営業務（以下、「業務」という。）について、次の各条項に従い、協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大阪 水・環境ソリューション機構事業に必要な事務局運営を行うために必要な事項について定める。

（業務の内容）

第2条 業務の詳細は、別に定める仕様書（以下、「仕様書」という。）によるものとする。

（実施期間）

第3条 この業務は、平成24年8月1日から平成25年3月31日までとする。

（業務費用）

第4条 業務にかかる費用は、概算金9,969,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）とする。

（費用の請求及び支払い）

第5条 乙は、甲がその必要性を認める場合において、概算金の全部または一部の費用の支払いを甲に請求できるものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、請求日から30日以内に当該金額の支払いを完了しなければならない。

3 乙は、業務費用に不足が生じるときは、事前に甲に承諾を得るものとする。承諾が得られた場合は、当該不足額を甲に請求できるものとする。甲は、請求日から20日以内に支払いを完了しなければならない。

（費用の精算）

第6条 乙は、業務終了後速やかに精算書を作成し、当該業務終了後20日以内に甲に提出するとともに、業務費用に変更が生じた場合は、当該精算書により精算するものとする。

（業務の報告および検査）

第7条 乙は、業務を完了したときは、その旨を甲に通知し、協定期間内に業務報告書を

提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に業務の履行を確認するための検査を行い、その結果を乙に通知するものとする。

(秘密の保持)

第8条 乙は、この業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項について疑義を生じたときは、別途、甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結の証として本協定書2通を作成し、各自1通を保有する。

平成24年 月 日

甲 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
ATCビルITM棟内
大阪 水・環境ソリューション機構
運営会議委員長 田中清剛 ㊞

乙 大阪府中央区船場中央2丁目2番5-206号
船場センタービル 5号館2階
財団法人 都市技術センター
理事長 山根和夫 ㊞